建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年 12 月１日
九州地方整備局長　岡本　　博
１　処分をした年月日　平成22年７月16日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　田代軌道有限会社　田代　敬一　熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丙1167　国土交通大臣許可（般―19）第22257号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年７月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年 12 月１日
九州地方整備局長　岡本　　博
１　処分をした年月日　平成22年８月４日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ヤマハタ工業　濱田　一誠　長崎県佐世保市白岳町121―７　国土交通大臣許可（般―19）第14800号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、綱構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業）
４　処分の原因となった事実　平成22年８月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年 12 月１日
九州地方整備局長　岡本　　博
１　処分をした年月日　平成22年６月11日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　平尾建設株式会社　平尾　健次　長崎県壱岐市郷ノ浦町柳田触142　国土交通大臣許可（般特―19）第14310号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年６月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年 12 月１日
九州地方整備局長　岡本　　博
１　処分をした年月日　平成22年８月19日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ウヱノ　上野　英剛　長崎県長崎市宿町163―６　国土交通大臣許可（般特―17）第19446号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年８月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年 12 月１日
九州地方整備局長　岡本　　博
１　処分をした年月日　平成22年10月１日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　横浜ゴムＭＢＫ株式会社　西浦　俊彦　福岡県福岡市中央区薬院１―７―４　国土交通大臣許可（般―17）第10768号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、綱構造物工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年10月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年 12 月１日
九州地方整備局長　岡本　　博
１　処分をした年月日　平成22年７月22日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　共栄設備工業株式会社　上田精一郎　熊本県熊本市迎町２―４―４　国土交通大臣許可（般特―21）第3341号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（水道工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年７月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第２８５０号
京都市山科区竹鼻竹ノ街道町29番地２　町塚ビル６階　やましな司法書士事務所
申立人　川戸　周平
本籍京都市山科区四ノ宮大将軍町17番地、最後の住所京都市山科区勧修寺仁王堂町13番地の３　長楽園内、死亡の場所京都市山科区、死亡年月日平成21年８月28日、出生の場所京都府中郡新山村、出生年月日大正６年２月24日、職業無職
被相続人　亡　吉野とみ子
事務所京都市中京区烏丸通御池東入　アーバネックス御池ビル東館６階　御池総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上里美登利
京都家庭裁判所

平成２２年（家）第２９４５号
京都府宇治市菟道田中42番地の９
申立人　亀井　　徹
本籍愛媛県南宇和郡愛南町緑乙756番地、最後の住所京都市伏見区三栖町３丁目823番地栖龍荘112号、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日平成22年６月７日、出生の場所愛媛県南宇和郡緑僧都村、出生年月日昭和15年８月22日、職業無職
被相続人　亡　河野　貴之
事務所京都府宇治市菟道田中42番地の９　亀井司法書士事務所
相続財産管理人　亀井　　徹
京都家庭裁判所

平成２２年（家）第７１０９６号
大阪市淀川区東三国２丁目10番12―203号
申立人　竹中　智枝
本籍大阪府茨木市春日１丁目403番地、最後の住所大阪府茨木市畑田町３番46号、死亡の場所大阪府茨木市、死亡年月日推定平成22年８月21日、出生の場所大阪府茨木市、出生年月日昭和36年11月12日、職業会社員
被相続人　亡　成尾　仙智
事務所大阪市北区西天満５丁目１番３号南森町パークビル９階
相続財産管理人　弁護士　宮岡　恒子
大阪家庭裁判所

平成２２年（家）第７０５号
東京都文京区後楽１丁目４番10号
申立人　独立行政法人住宅金融支援機構
本籍大阪府泉大津市旭町35番地、最後の住所和歌山県紀の川市名手市場1251番地６、死亡の場所大阪府泉佐野市、死亡年月日平成22年３月３日、出生の場所大阪府泉大津市、出生年月日昭和27年１月21日、職業無職
被相続人　亡　浅井　泰雄
事務所和歌山県岩出市西野135番地の21
相続財産管理人　司法書士　森脇　広幸
和歌山家庭裁判所

平成２２年（家）第３０３８５号
広島市南区東雲本町３丁目８番16号
申立人　ダイヤコーポ東雲管理組合
本籍広島市南区皆実町４丁目530番地の４、最後の住所埼玉県川口市上青木西３丁目４番７号、死亡の場所埼玉県川口市、死亡年月日平成15年９月23日、出生の場所広島県賀茂郡竹原町3903番地、出生年月日大正13年４月30日、職業不明
被相続人　亡　桐谷周一郎
事務所広島市中区八丁堀12番22号築地ビル602
相続財産管理人　弁護士　森高　章修
広島家庭裁判所